

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

<p>路 線 名</p>	<p>県道行田東松山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>東松山市大字松山字聖天久保二 四四九番一地从から 同市大字松山字加平土腐二五五 ○番一地从先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年三月二十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十三年十二月十六日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第三十七号に で告示した道路予定区域の 供用開始である。延長三〇 九・八三メートル。</p>